

国土利用計画に関する法律等の関係条文

<国土利用計画法>

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、国土利用計画の策定に関し必要な事項について定めるとともに、土地利用基本計画の作成、土地取引の規制に関する措置その他土地利用を調整するための措置を講ずることにより、**国土形成計画法（昭和二十五年法律第二百五号）による措置と相まって**、総合的かつ計画的な国土の利用を図ることを目的とする。

第二章 国土利用計画

(国土利用計画)

第四条 国土利用計画は、全国の区域について定める国土の利用に関する計画（以下「全国計画」という。）、都道府県の区域について定める国土の利用に関する計画（以下「都道府県計画」という。）及び市町村の区域について定める国土の利用に関する計画（以下「市町村計画」という。）とする。

(全国計画)

第五条 国は、政令で定めるところにより、国土の利用に関する基本的な事項について全国計画を定めるものとする。

2～8 (省略)

(全国計画と他の国の計画との関係)

第六条 **全国計画以外の国の計画は、国土の利用に関しては、全国計画を基本とするものとする。**

(都道府県計画)

第七条 都道府県は、政令で定めるところにより、当該都道府県の区域における国土の利用に関し必要な事項について都道府県計画を定めることができる。

2 **都道府県計画は、全国計画を基本とするものとする。**

3 都道府県は、都道府県計画を定める場合には、あらかじめ、第三十八条第一項の審議会その他の合議制の機関及び市町村長の意見を聴かなければならない。

4～9 (省略)

(市町村計画)

第八条 市町村は、政令で定めるところにより、当該市町村の区域における国土の利用に関し必要な事項について市町村計画を定めることができる。

2 **市町村計画は、都道府県計画が定められているときは都道府県計画を基本とするものとする。**

3～6 (省略)

第三章 土地利用基本計画等

(土地利用基本計画)

第九条 都道府県は、当該都道府県の区域について、土地利用基本計画を定めるものとする。

2～8 (省略)

9 **土地利用基本計画は、全国計画（都道府県計画が定められているときは、全国計画及び都道府県計画）を基本とするものとする。**

10 都道府県は、土地利用基本計画を定める場合には、あらかじめ、第三十八条第一項の審議会その他の合議制の機関及び市町村長の意見を聴くとともに、国土交通大臣に協議しなければならない。

11～14 (省略)

<国土利用計画法施行令>

(全国計画、都道府県計画及び市町村計画の計画事項)

第一条 国土利用計画法（以下「法」という。）第五条第一項の全国計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 国土の利用に関する基本構想

二 国土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要

三 前号に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要

2 法第七条第一項の都道府県計画を定める場合には、当該都道府県の区域における国土の利用に関し前項各号に掲げる事項について定めるものとする。

3 法第八条第一項の市町村計画を定める場合には、当該市町村の区域における国土の利用に関し第一項各号に掲げる事項について定めるものとする。

<国土形成計画法>

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、国土の自然的条件を考慮して、経済、社会、文化等に関する施策の総合的見地から国土の利用、整備及び保全を推進するため、国土形成計画の策定その他の措置を講ずることにより、[国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）による措置と相まって](#)、現在及び将来の国民が安心して豊かな生活を営むことができる経済社会の実現に寄与することを目的とする。

第三章 国土形成計画の策定

(全国計画)

第六条 国は、総合的な国土の形成に関する施策の指針となるべきものとして、全国の区域について、国土形成計画を定めるものとする。

2～6 (省略)

7 [全国計画は、国土利用計画法第四条の全国の区域について定める国土の利用に関する計画と一体のものとして定めなければならない。](#)

8 (省略)

<北海道開発法>

(北海道総合開発計画)

第二条 国は、国民経済の復興及び人口問題の解決に寄与するため、北海道総合開発計画（以下「開発計画」という。）を樹立し、これに基く事業を昭和二十六年度から当該事業に関する法律（これに基く命令を含む。）の規定に従い、実施するものとする。

2 開発計画は、北海道における土地、水面、山林、鉱物、電力その他の資源を総合的に開発するための計画とし、その範囲については、政令で定める。

<北海道行政基本条例>

第三章 行政運営の基本原則

第二節 総合的、効果的かつ効率的な政策の推進

(総合計画の策定等)

第七条 道は、長期的な展望に立って、道の政策の基本的な方向を総合的に示す計画（以下「総合計画」という。）を策定しなければならない。

2 道は、総合計画の策定に当たっては、道民及び市町村の意向を反映するため、道民及び市町村の参加機会を確保しなければならない。

3 道は、総合計画の基本的な方向に沿って、効果的かつ効率的に政策を推進するとともに、その推進状況を定期的に公表しなければならない。

4 [道は、特定の分野における政策の基本的な方向等を明らかにする計画については、総合計画が示す政策の基本的な方向に沿って策定し、及び推進しなければならない。](#)